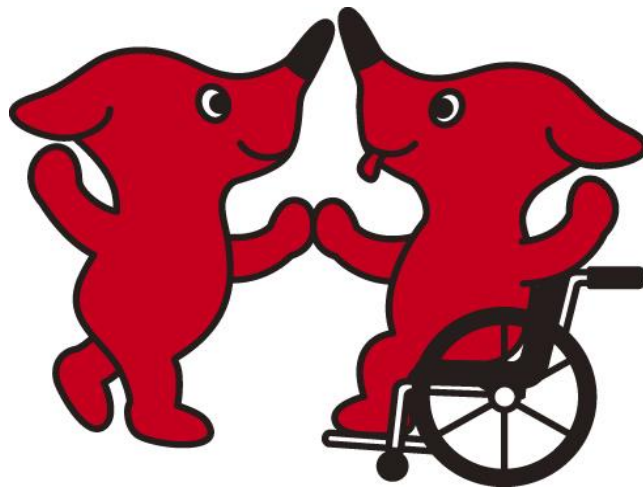


令和 8 年 度

事業概要



千葉県中央障害者相談センター

1 設 置 目 的

中央障害者相談センターは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所として、障害者の更生援護に関し市町村を通じて、障害者や家族の相談に応じ、医学的判定、心理学的判定及び職能的判定を行うとともに、必要な助言・指導を行う専門的・技術的中核機関として設置しています。

2 沿 革

昭和25年5月1日	千葉市吾妻町3-29の日本赤十字社千葉県支部内に、千葉県身体障害者更生相談所を設置。
昭和34年12月1日	千葉市加曽利町1536に千葉県身体障害者更生指導所が設置され、同所に併設のため移転。
昭和35年11月15日	同所に千葉県精神薄弱者更生相談所を併設。
昭和47年8月7日	千葉県身体障害者更生相談所及び千葉県精神薄弱者更生相談所を、千葉市天台1-10-3の千葉県中央児童相談所内に移転。
昭和50年5月17日	機構改革により、千葉県身体障害者更生相談所と千葉県精神薄弱者更生相談所が統合され、千葉県障害者相談センターとなる。
昭和56年4月1日	千葉市誉田町1-45-2に千葉県千葉リハビリテーションセンターが新設され、同センター内に移転。
平成4年4月1日	千葉市が政令指定都市に移行。 区政施行により、所在地の表示が千葉市緑区誉田町1-45-2に変更。
平成6年4月1日	千葉市障害者更生相談所の開設に伴い、千葉市区域の更生相談事務を千葉市に引き継ぐ。
平成18年8月1日	我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内に、「東葛飾障害者相談センター」が新設され、「千葉県障害者相談センター」は、「中央障害者相談センター」に改組された。
平成24年4月1日	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（以下「障害者条例」という）の相談業務が県障害福祉課から移管される。
平成24年10月1日	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）に係る相談業務が加わる。

備考

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(平成10年法律第110号)抜粋

「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」（中略）に改める。（平成11年4月1日施行）

目 次

I 中央障害者相談センターの概要

1	設 置 目 的	1
2	沿 革	1
3	施 設 の 名 称、所 在 地 等	
	(1) 名 称、所 在 地	2
	(2) 所 管 区 域	2
	(3) 組 織 図	3
	(4) 職 員 配 置	3
	(5) 業 務 分 掌	3
4	業 務 フ ロ ー 図	4

II 身体障害者相談関係

1	業 務 内 容	
	(1) 相 談 ・ 判 定	5
	ア 所 内 相 談	5
	イ 出 張 相 談	5
	ウ 巡 回 相 談	5
	エ 訪 問 相 談	5
	(2) 聴覚及び言語障害者の相談	6
	(3) 障 害 者 相 談 援 助	6
	(4) 自立支援医療（更生医療）の要否判定	6
	(5) 市 町 村 職 員 研 修 会	6
2	業務取扱状況（令和7年度実績）	
	(1) 相 談 ・ 判 定 実 施 状 況	7
	(2) 補 装 具 の 要 否 判 定 状 況	8
	ア 5年間の推移	8
	イ 当年度の種目別内訳	9
	(3) 自立支援医療（更生医療）の要否判定状況	10
	(4) じん臓・免疫・肝臓機能障害更生医療審査省略状況	11
	(5) 聴能言語訓練件数	11
	<参考> 身体障害者手帳の所有者数	12

Ⅲ 知的障害者相談関係

1 業務内容

(1) 相談・判定	13
ア 所内相談	13
イ 出張相談	13
ウ 巡回相談	13
エ 訪問相談	13
(2) 障害者相談援助	13
(3) 市町村職員研修会	13

2 業務取扱状況（令和7年度実績）

(1) 取扱実人員	14
(2) 相談実施状況	14
(3) 相談会場別相談実施状況	15
(4) 援護の実施者別相談実施状況	16, 17
(5) 判定実施状況	18
(6) 判定書等交付件数	18
(7) 療育手帳の障害程度別新規・再判定状況	18
(8) 療育手帳の年度別判定状況	19
(9) 住まいの場	20
(10) 日中活動の場	21
＜参考＞療育手帳所有者数	22

Ⅳ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例関係

1 障害のある人への差別や虐待に関する相談	23
(1) 障害者差別相談事業	24
(2) 地域相談員の委嘱	25

Ⅴ 参 考 資 料

1 人工透析審査委員会設置運営要綱	26
2 障害者福祉研修会実施要領	27



I 中央障害者相談センターの概要



1 設置目的

中央障害者相談センターは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所として、障害者の更生援護に関し市町村を通じて、障害者や家族の相談に応じ、医学的判定、心理学的判定及び職能的判定を行うとともに、必要な助言・指導を行う専門的・技術的中核機関として設置しています。

2 沿革

昭和25年5月1日	千葉市吾妻町3-29の日本赤十字社千葉県支部内に、千葉県身体障害者更生相談所を設置。
昭和34年12月1日	千葉市加曽利町1536に千葉県身体障害者更生指導所が設置され、同所に併設のため移転。
昭和35年11月15日	同所に千葉県精神薄弱者更生相談所を併設。
昭和47年8月7日	千葉県身体障害者更生相談所及び千葉県精神薄弱者更生相談所を、千葉市天台1-10-3の千葉県中央児童相談所内に移転。
昭和50年5月17日	機構改革により、千葉県身体障害者更生相談所と千葉県精神薄弱者更生相談所が統合され、千葉県障害者相談センターとなる。
昭和56年4月1日	千葉市誉田町1-45-2に千葉県千葉リハビリテーションセンターが新設され、同センター内に移転。
平成4年4月1日	千葉市が政令指定都市に移行。 区政施行により、所在地の表示が千葉市緑区誉田町1-45-2に変更。
平成6年4月1日	千葉市障害者更生相談所の開設に伴い、千葉市区域の更生相談事務を千葉市に引き継ぐ。
平成18年8月1日	我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内に、「東葛飾障害者相談センター」が新設され、「千葉県障害者相談センター」は、「中央障害者相談センター」に改組された。
平成24年4月1日	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（以下「障害者条例」という）の相談業務が県障害福祉課から移管される。
平成24年10月1日	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）に係る相談業務が加わる。

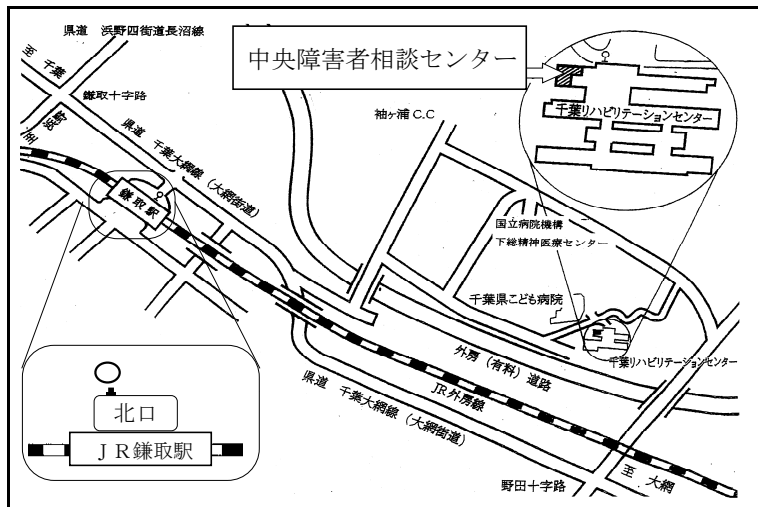
備考

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(平成10年法律第110号)抜粋

「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」（中略）に改める。（平成11年4月1日施行）

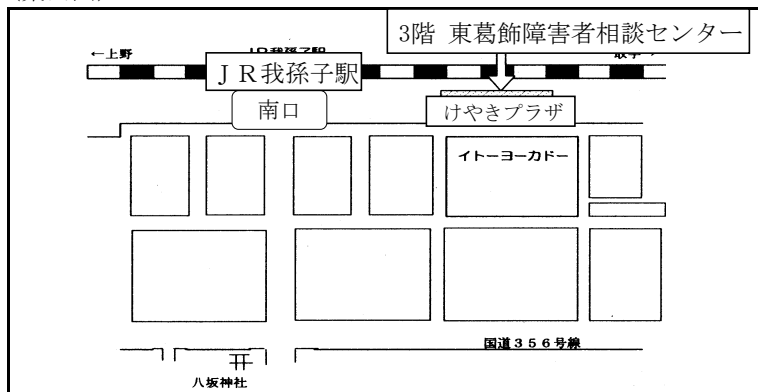
(1)名称、所在地

電 話：043-291-6872（代表）、FAX：043-291-8488



電話：047-424-0167

(案内図)

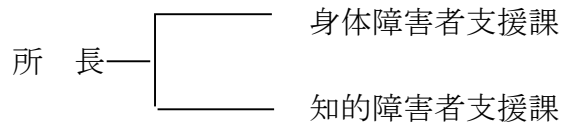


(2) 所管区域

名 称	所 管 区 域	備 考
中 央	千葉市及び東葛飾障害者相談センターの所管区域を除く全区域	28市15町1村
東葛飾	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 印西市 白井市 栄町	8市1町

名 称	管轄圏域	市町村	相談電話番号
中 央	千葉	千葉市	043-292-1317
中 央 船橋分室	船橋	船橋市	047-424-0167
東葛飾	柏	柏市 我孫子市	04-7179-1088

(3) 組織図



(4) 職員配置

(令和8年4月1日)

		常 勤	非常勤
所 長(事務)		1	
身体障害者支援課	課長(事務)	1	
	事務職員	2	1
	身体障害者福祉司	2	
	理学療法士	1	
	言語聴覚士	1	
	看護師		1
	広域専門指導員 (※)		2
	医師		18
知的障害者支援課	課長(心理)	1	
	知的障害者福祉司	2	
	心理判定員	2	3
	医師		10
計		13	35

※「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく障害差別相談活動を総括する者

(5) 業務分掌

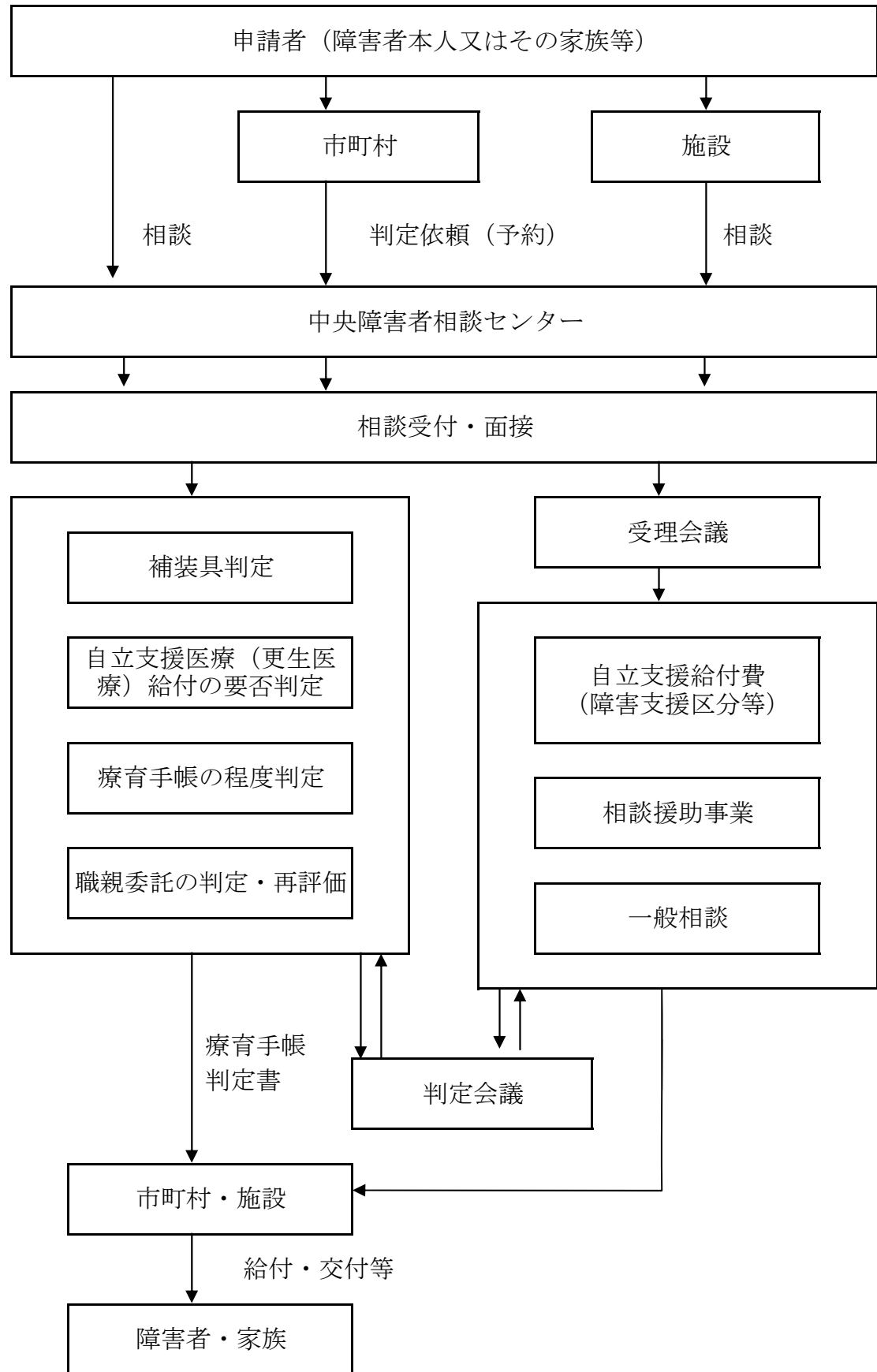
(身体障害者支援課)

- 1 身体障害者に関する相談
- 2 身体障害者の医学的・心理学的及び職能的判定
- 3 補装具に関する相談、要否及び適合判定
- 4 自立支援医療（更生医療）の要否判定
- 5 市町村に対する専門的な援助、助言及び研修
- 6 障害者条例の差別に関する相談
- 7 センターの庶務

(知的障害者支援課)

- 1 知的障害者に関する相談
- 2 知的障害者の医学的・心理学的及び職能的判定
- 3 療育手帳に関する相談・判定及び交付
- 4 職親委託及び職業能力に関する相談
- 5 知的障害者の特別児童扶養手当の認定に係る診断
- 6 市町村に対する専門的な援助、助言及び研修

4 業務フロー図





Ⅱ 身体障害者相談関係



1 業務内容

(1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問による補装具の相談・判定を、全て予約制で行っています。

ア 所内相談

一般相談は土・日曜日、祝日及び年末年始を除く、毎日午前9時から午後5時まで行っています（視覚障害等については随時）。

(令和8年4月1日)

障害区分別相談日	肢体	毎月 第 1	木曜日 午後
		毎月 第 1、3	金曜日 午後
		毎月 第 3	水曜日 午後
	聴覚	毎月 第 1	木曜日 午前
		毎月 第 3	金曜日 午前

イ 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、次のとおり出張相談所を設置して、実施します。

(令和8年4月1日)

会場名	所在地	施設名	相談日	時間
船橋	船橋市湊町 2-10-25	船橋市役所	第4 木曜日	午後
成田	成田市飯田町 90-1	成田赤十字病院	第2 火曜日	午後
旭	旭市イ 1326	総合病院国保旭中央病院	第3 木曜日	午後
市原	市原市五井 5375	市原市役所	第2 月曜日	午後(聴覚)
			第3 火曜日	午後(肢体)
茂原	茂原市町保 13-20	茂原市総合市民センター	第1 水曜日	午後
木更津	木更津市潮見 2-9	木更津市民総合福祉会館	第4 水曜日	午後
館山	館山市北条 2198-3	伊賀整形外科クリニック	第1 火曜日	午後
浦安	浦安市高洲 7-2-32	タムス浦安病院	第2 木曜日	午後

※相談日及び会場は、各施設の都合により変更になる場合があります。

ウ 巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して計画、実施しています。

エ 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

(2) 聴覚及び言語障害者の相談

聴覚及び言語の障害を有する方の聴覚、言語機能や能力の検査、評価、診断を行い、これに基づく治療又は指導方針を立案、実践することにより、障害の軽減、機能の回復並びに増進を図ることを目的として、次のとおり相談を行っています。

(対象者)

ア	言語発達遅滞	オ	失語症
イ	聴覚障害	カ	麻痺性構音障害
ウ	吃音	キ	口蓋裂
エ	機能的構音障害	ク	脳性マヒ

(相談日時)

毎週月曜日から金曜日まで（予約制） 祝日、年末年始を除く
時間は、午前9時から午後5時まで

(3) 障害者相談援助

身体障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

(4) 自立支援医療(更生医療)の審査

自立支援医療(更生医療)の可否意見書について、専門医に委嘱して審査を行っています。
なお、じん臓機能障害に対する人工透析の可否を審査するため、人工透析審査委員会を設置し、適用開始日、給付内容等について審査を行っています。

(5) 市町村職員研修会

市町村の担当職員に対して、制度の概要および補装具、更生医療等の判定に関わる情報の提供・共有等の研修を行っています。

2 業務取扱状況（令和7年度実績）

(1) 相談・判定実施状況

区 分	取 扱 実 人 員	相 談 内 容				判 定 内 容				判 定 書 交 付 件 数			
		（ 自 立 支 援 医 療 ） （ 更 生 医 療 ）	補 装 具	そ の 他	計	（ 自 立 支 援 医 療 ） （ 更 生 医 療 ）	補 装 具	そ の 他	計	（ 自 立 支 援 医 療 ） （ 更 生 医 療 ）	補 装 具	そ の 他	計
合計	5,716	2,899	3,310	190	6,399	1,598	1,346	0	2,944	1,598	855	0	2,453
所内	5,361	2,899	2,768	12	5,679	1,598	807	0	2,405	1,598	522	0	2,120
出張	315	0	515	0	515	0	514	0	514	0	315	0	315
巡回	21	0	0	177	177	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	19	0	27	1	28	0	25	0	25	0	18	0	18

※相談内容には、電話対応を含む

(2) 補装具の要否判定状況

ア 5年間の推移

種目・ 年度区分		要否判定								適 合 判 定 (b)	相 談 (c)	(a + b + c) 総 計
		合 計 (a)	補 聴 器	義 肢	装 具	姿 勢 保 持 装 置	車 椅 子	電 動 車 椅 子	意 思 伝 達 装 置 重 度 障 害 者 用			
R3	合計	879	396	111	202	52	70	34	14	518	3	1,400
	所内	643	321	66	116	41	56	29	14	505	3	1,151
	出張	234	73	45	86	11	14	5	0	13	0	247
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
R4	合計	937	451	136	177	54	73	30	16	702	4	1,643
	所内	592	326	68	63	42	51	28	14	598	2	1,192
	出張	343	125	68	114	12	22	2	0	104	0	447
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	4
R5	合計	1,055	506	160	226	41	63	42	17	721	9	1,785
	所内	614	354	64	79	33	38	34	12	626	9	1,249
	出張	430	152	96	147	7	24	4	0	92	0	522
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	11	0	0	0	1	1	4	5	3	0	14
R6	合計	947	439	128	195	53	83	37	12	733	11	1,691
	所内	545	278	59	78	40	57	29	4	488	0	1,033
	出張	380	161	69	117	7	22	4	0	238	4	622
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	22	0	0	0	6	4	4	8	7	7	36
R7	合計	855	437	120	161	28	49	39	21	491	20	1,366
	所内	522	287	56	73	23	41	35	7	285	17	824
	出張	315	149	64	86	5	8	3	0	199	1	515
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	18	1	0	2	0	0	1	14	7	2	27

イ 当年度の種目別内訳

種目・ 会場区分		要否判定								適 合 判 定 （ b ）	相 談 （ c ）	（ a + b + c ） 総 計
		合 計 （ a ）	補 聴 器	義 肢	装 具	姿 勢 保 持 装 置	車 椅 子	電 動 車 椅 子	意 思 伝 達 装 置			
総計		855	437	120	161	28	49	39	21	491	20	1,366
所内 相談	合計	522	287	56	73	23	41	35	7	285	17	824
	来所	232	57	56	65	12	21	21	0	156	4	392
	書類	290	230	0	8	11	20	14	7	129	13	432
出張 相談	合計	315	149	64	86	5	8	3	0	199	1	515
	成田	60	32	17	10	0	1	0	0	31	0	91
	旭	15	5	4	6	0	0	0	0	6	0	21
	市原	41	27	6	7	0	1	0	0	22	1	64
	館山	15	12	0	3	0	0	0	0	9	0	24
	茂原	16	13	0	3	0	0	0	0	15	0	31
	木更津	32	10	15	3	1	3	0	0	24	0	56
	浦安	10	0	0	9	0	1	0	0	4	0	14
	船橋	126	50	22	45	4	2	3	0	88	0	214
巡回 相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問 相談		18	1	0	2	0	0	1	14	7	2	27

(3) 自立支援医療（更生医療）の要否判定状況

種目・ 年度区分		合 計	視 覚	聴 覚	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く	肢 体	内部				
							じ ん 臓	心 臓	肝 臓	小 腸	免 疫
R3	合計	2,289	1	4	11	6	2,009	10	21	2	225
	新規	975	1	4	11	6	864	10	7	2	70
	継続	267	0	0	0	0	134	0	4	0	129
	変更	1,047	0	0	0	0	1,011	0	10	0	26
R4	合計	2,023	0	9	9	3	1,757	9	23	1	212
	新規	1,073	0	9	9	3	951	9	9	1	82
	継続	187	0	0	0	0	82	0	7	0	98
	変更	763	0	0	0	0	724	0	7	0	32
R5	合計	1,866	0	6	14	6	1,596	20	19	1	204
	新規	1,047	0	6	4	6	932	19	6	0	74
	継続	166	0	0	8	0	55	1	1	1	100
	変更	653	0	0	2	0	609	0	12	0	30
R6	合計	1,763	0	1	17	3	1,541	16	16	4	165
	新規	969	0	1	4	3	871	14	6	1	69
	継続	124	0	0	10	0	38	2	1	1	72
	変更	670	0	0	3	0	632	0	9	2	24
R7	合計	1,598	0	4	17	2	1,422	4	17	2	130
	新規	895	0	4	17	2	806	4	5	2	55
	継続	110	0	0	0	0	36	0	2	0	72
	変更	593	0	0	0	0	580	0	10	0	3

(4) じん臓・免疫・肝臓機能障害更生医療審査省略状況

	合 計	じ ん 臓	免 疫	肝 臓
R3	4,907	4,211	669	27
R4	6,396	5,658	698	40
R5	6,615	5,848	718	49
R6	7,365	6,495	813	57
R7	8,107	7,192	859	56

(5) 聴能言語訓練件数

	合 計	聴 覚 障 害	失 語 症	構 音 障 害	麻 痺 性	言 語 発 達 遅 滞	構 音 障 害	機 能 性	口 蓋 裂	吃 音	音 声 障 害	脳 性 マ ヒ	そ の 他
R3	45	44	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
R4	197	169	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0
R5	195	177	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0
R6	241	230	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0
R7	189	177	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0

< 参考 >

管内の身体障害者手帳の所有者数（障害程度別）

区 分		1 8 歳以上	1 8 歳未満	計	
重 度	1 級	33, 819	1, 033	34, 852	49, 320
	2 級	14, 184	284	14, 468	
中 度	3 級	14, 736	257	14, 993	40, 578
	4 級	25, 405	180	25, 585	
軽 度	5 級	4, 835	41	4, 876	10, 454
	6 級	5, 442	136	5, 578	
計		98, 421	1, 931	100, 352	

千葉県障害者福祉推進課調 令和7年3月31日現在

管内の身体障害者手帳の所有者数（障害種類別）

区 分		1 8 歳以上	1 8 歳未満	計
視覚障害		6,477	81	6,558
聴覚・平衡機能障害		7,416	268	7,684
音声・言語・そしゃく機能障害		1,448	10	1,458
肢体不自由		45,053	1,157	46,210
小計①		60,394	1,516	61,910
内 部 障 害	心臓機能障害	19,191	197	19,388
	じん臓機能障害	10,405	18	10,423
	呼吸器機能障害	1,151	65	1,216
	ぼうこう・直腸機能障害	6,027	69	6,096
	小腸機能障害	85	9	94
	免疫機能障害	952	0	952
	肝臓機能障害	216	57	273
	内部障害 小計②	38,027	415	38,442
計（①＋②）		98,421	1,931	100,352

千葉県障害者福祉推進課調 令和7年3月31日現在

※障害種類別は延べ人数



Ⅲ 知的障害者相談関係



1 業務内容

(1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問による相談・判定を、全て予約制で行っています。

ア 所内相談

一般相談は土・日曜日、祝日及び年末年始を除く、毎日午前9時から午後5時まで行っています。

なお、医学的判定を必要とする相談については、次のとおり行っています。

(令和8年4月1日)

相談日	第1	水曜日	午後
	第2、第4	木曜日	午後
	第3	火曜日	午後
	第4	月曜日	午後

イ 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、次のとおり出張相談所を設置して、毎月1～2回相談・判定を行っています。

(令和8年4月1日)

会場名	所在地	施設名	相談日
市川	市川市国府台1-7-1	国府台医療センター	第3金曜日 午前
船橋	船橋市湊町2-10-25	船橋市役所	第1金曜日 午後
東金	東金市家徳38-1	浅井病院	第4金曜日 午後
夷隅	夷隅郡大多喜町上原786	大多喜病院	第2金曜日 午前 (偶数月のみ)
木更津	木更津市岩根2-3-1	木更津病院	不定期 午後
館山	館山市館山183	田村病院	第4火曜日 午後
匝瑳	匝瑳市八日市場ホ3292	藤田病院	第2水曜日 午後 第3月曜日 午後
成田	成田市飯田町90番地1	成田赤十字病院	第1火曜日 午後

※相談日は、各施設の都合により変更になる場合があります。

ウ 巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して計画、実施しています。

エ 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

(2) 障害者相談援助

知的障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

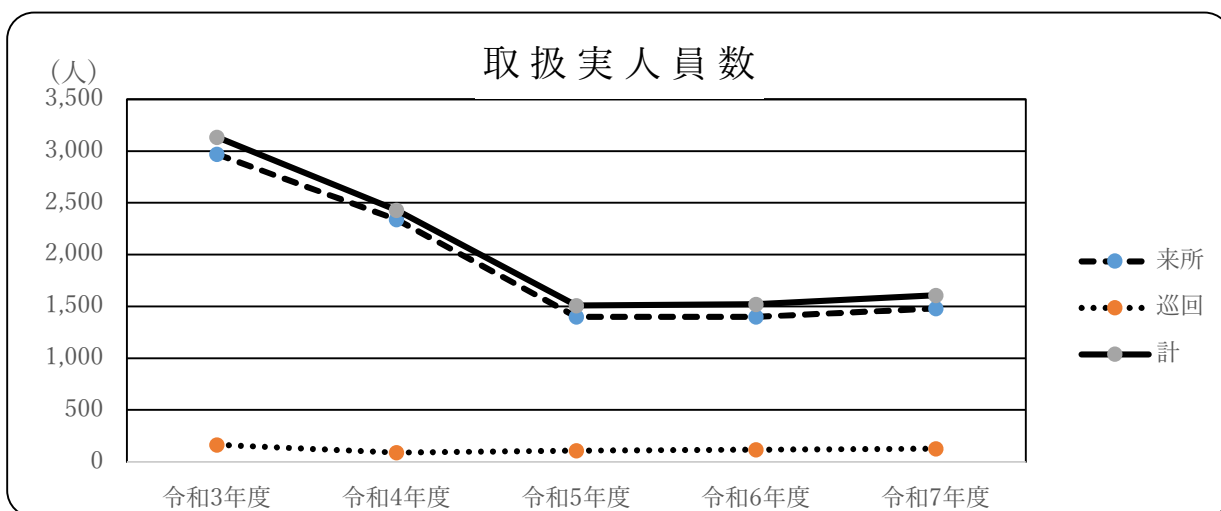
(3) 市町村職員研修会

市町村が行う援護の実施に関して、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

2 業務取扱状況（令和7年度実績）

（1）取扱実人員

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
来所	2,971	2,340	1,400	1,401	1,481
巡回	165	90	110	119	126
計	3,136	2,430	1,510	1,520	1,607



（2）相談実施状況（延件数）

区分	相談内容								
	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
来所	68	0	94	77	470	5	1,480	224	2,418
巡回	18	0	21	24	102	1	126	46	338
計	86	0	115	101	572	6	1,606	270	2,756

※相談内容「その他」の主な内訳

区分	特別児童 扶養手当	職親委託 再評価	障害支援 区分	強度行動 障害	相談援助 事業	その他	計
来所	1	0	0	0	0	223	224
巡回	0	0	0	0	0	46	46
計	1	0	0	0	0	269	270

(3) 相談会場別相談実施状況

相 談 区 分		取 扱 実人員	相 談 内 容								計
			施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	
所内相談	来 所	613	68	0	94	77	470	5	612	224	1,550
	書 類	868	0	0	0	0	0	0	868	0	868
	小 計	1,481	68	0	94	77	470	5	1,480	224	2,418
出張相談	市 川	15	3	0	2	1	10	0	15	6	37
	船 橋	19	3	0	1	0	16	0	19	6	45
	館 山	15	2	0	5	5	13	0	15	5	45
	木 更 津	12	3	0	3	6	8	0	12	8	40
	東 金	12	0	0	0	1	10	0	12	3	26
	匝 瑳	23	0	0	9	2	21	0	23	9	64
	夷 隅	4	2	0	1	2	4	0	4	1	14
	成 田	8	3	0	0	4	6	0	8	3	24
	小 計	108	16	0	21	21	88	0	108	41	295
訪問相談	巡 回	14	0	0	0	3	12	1	14	5	35
	家 庭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病 院	1	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	施 設	3	1	0	0	0	2	0	3	0	6
	職 親 宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	18	2	0	0	3	14	1	18	5	43
合 計		1,607	86	0	115	101	572	6	1,606	270	2,756

(4) 援護の実施者別相談実施状況

援護の 実施者	取 扱 実人数	来所・巡回別				相 談 内 容													合計
		来 所			巡回	療育 手帳	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	そ の 他						
		面接	書類	計									特別児童 扶養手当	職 親 再評価	強度行 動障害	その 他	小計		
銚 子 市	20	7	12	19	1	20	0	0	1	0	6	0	0	0	0	3	3	30	
市 川 市	170	71	82	153	17	170	18	0	18	10	56	0	0	0	0	37	37	309	
船 橋 市	222	83	118	201	21	222	14	0	19	10	74	1	0	0	0	30	30	370	
館 山 市	32	5	16	21	11	32	2	0	2	6	13	1	0	0	0	6	6	62	
木 更 津 市	69	29	35	64	5	69	3	0	6	5	27	0	0	0	0	19	19	129	
茂 原 市	35	13	22	35	0	35	0	0	2	1	12	0	0	0	0	6	6	56	
成 田 市	58	23	33	56	2	58	1	0	5	3	21	1	0	0	0	7	7	96	
佐 倉 市	65	21	43	64	1	65	0	0	2	2	17	1	0	0	0	9	9	96	
東 金 市	30	10	17	27	3	30	0	0	3	2	9	0	0	0	0	2	2	46	
旭 市	34	10	15	25	9	34	1	0	6	3	16	0	0	0	0	9	9	69	
習 志 野 市	110	49	60	109	1	110	5	0	6	6	41	0	0	0	0	12	12	180	
勝 浦 市	9	1	7	8	1	9	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	1	13	
市 原 市	140	52	87	139	1	140	6	0	7	9	42	1	0	0	0	21	21	226	
八 千 代 市	60	27	33	60	0	60	4	0	2	4	23	0	0	0	0	7	7	100	
鴨 川 市	14	2	10	12	2	14	0	0	3	1	2	0	0	0	0	0	0	20	
君 津 市	48	19	24	43	5	48	4	0	1	3	18	0	0	0	0	7	7	81	
富 津 市	24	2	19	21	3	24	4	0	0	2	3	0	0	0	0	4	4	37	
浦 安 市	42	26	16	42	0	42	2	0	2	3	20	0	0	0	0	13	13	82	
四 街 道 市	54	28	25	53	1	54	3	0	3	4	25	0	0	0	0	13	13	102	
袖ヶ浦市	46	19	27	46	0	45	0	0	1	5	13	0	1	0	0	5	6	70	
八 街 市	54	28	23	51	3	54	3	0	7	3	26	1	0	0	0	17	17	111	
富 里 市	21	9	12	21	0	21	1	0	1	6	7	0	0	0	0	3	3	39	
南房総市	25	3	13	16	9	25	2	0	3	2	10	0	0	0	0	3	3	45	
匝 瑤 市	17	5	3	8	9	17	4	0	3	1	13	0	0	0	0	6	6	44	
香 取 市	33	6	16	22	11	33	3	0	3	4	13	0	0	0	0	3	3	59	
山 武 市	23	10	11	21	2	23	1	0	2	1	10	0	0	0	0	3	3	40	
いすみ市	14	4	8	12	2	14	0	0	1	1	6	0	0	0	0	2	2	24	
大網白里市	34	14	19	33	1	34	1	0	1	1	12	0	0	0	0	8	8	57	

援護の 実施者	取 扱 実人数	来所・巡回別				相 談 内 容												
		来 所			巡回	療育 手帳	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	そ の 他					合計
		面接	書類	計									特別児童 扶養手当	職 親 再評価	強度行 動障害	その 他	小計	
酒々井町	11	5	6	11	0	11	2	0	1	0	5	0	0	0	0	1	1	20
神 崎 町	3	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
多 古 町	7	3	4	7	0	7	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	11
東 庄 町	5	2	3	5	0	5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	8
九十九里町	13	4	9	13	0	13	0	0	0	2	3	0	0	0	0	1	1	19
芝 山 町	8	6	2	8	0	8	0	0	2	0	4	0	0	0	0	4	4	18
横芝光町	16	7	6	13	3	16	0	0	1	0	8	0	0	0	0	2	2	27
一 宮 町	3	1	1	2	1	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2	7
睦 沢 町	5	1	4	5	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
長 生 村	6	2	4	6	0	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	8
白 子 町	6	1	5	6	0	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7
長 柄 町	5	2	3	5	0	5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	8
長 南 町	5	1	4	5	0	5	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	7
大多喜町	6	0	5	5	1	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7
御 宿 町	3	1	2	3	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
鋸 南 町	2	1	1	2	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
県 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,607	613	868	1,481	126	1,606	86	0	115	101	572	6	1	0	0	269	270	2,756

(5) 判定実施状況

区分	判 定 内 容				
	医学判定	心理判定	職能判定	その他	計
来所	52	1,480	0	0	1,532
巡回	16	126	0	0	142
計	68	1,606	0	0	1,674

(6) 判定書等交付件数

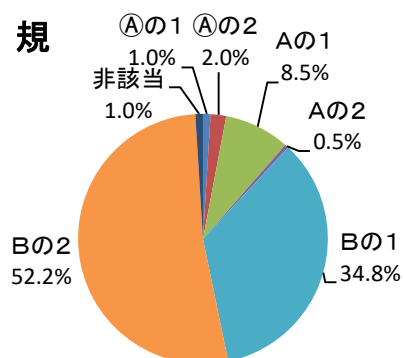
区分	判 定 内 容			
	障害支援区分	療育手帳	その他	計
来所	0	1,480	542	2,022
巡回	0	126	0	126
計	0	1,606	542	2,148

※その他は特別児童扶養手当、障害年金に係る情報提供等

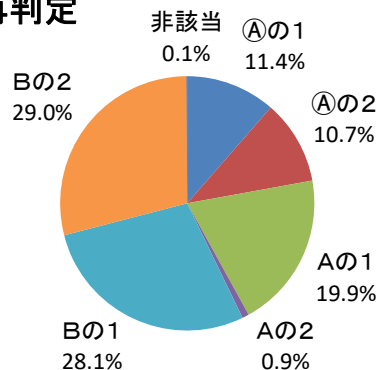
(7) 療育手帳の障害程度別新規・再判定状況

	㊤の1	㊤の2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
新規	2	4	17	1	70	105	2	201
再判定	160	151	279	12	395	407	1	1,405
計	162	155	296	13	465	512	3	1,606

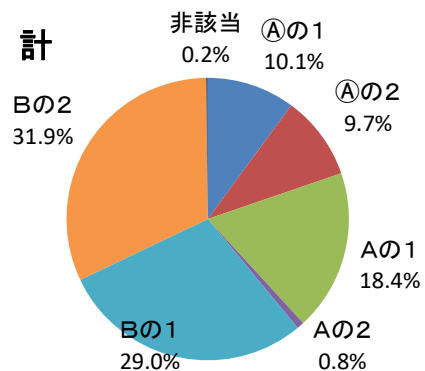
新 規



再判定

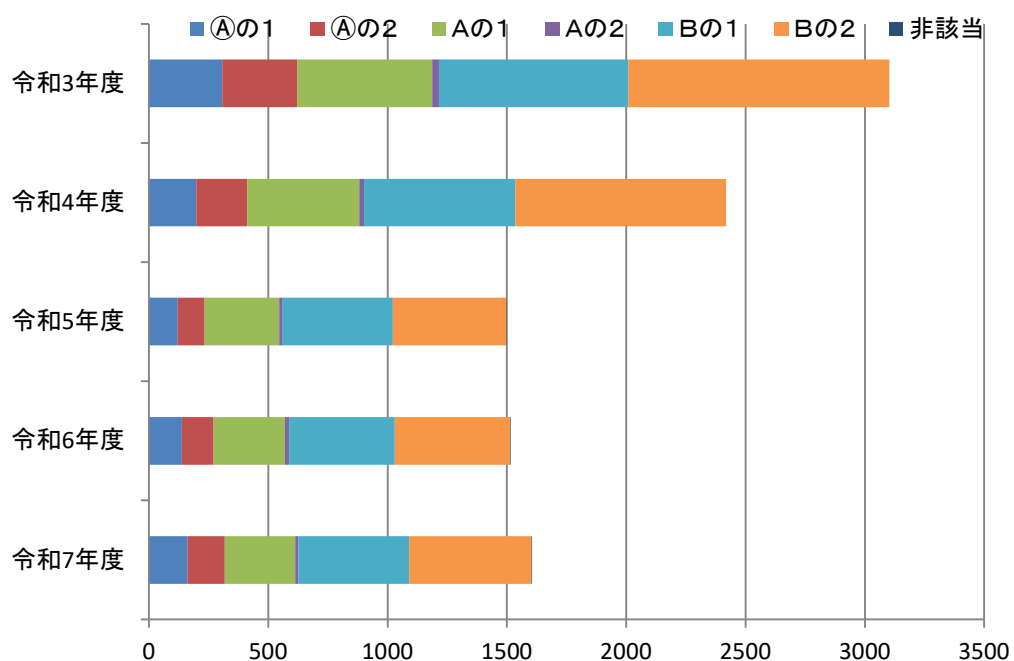


計



(8) 療育手帳の年度別判定状況

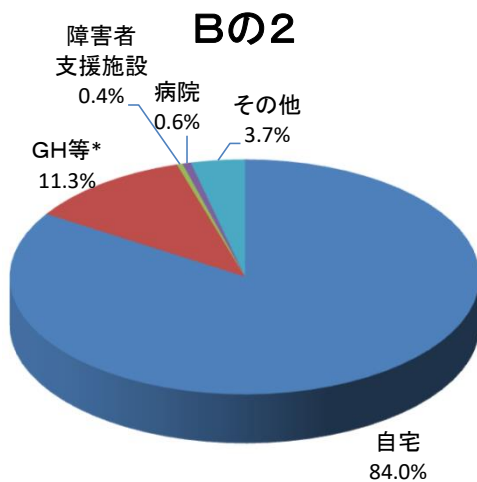
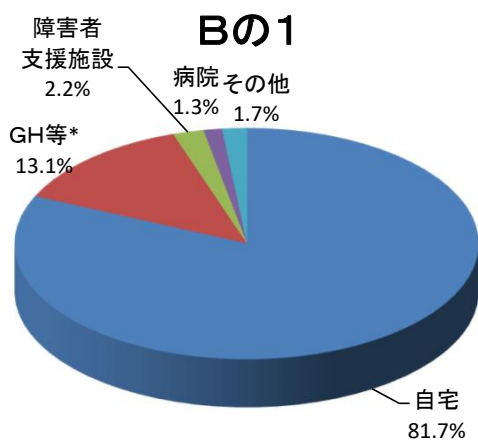
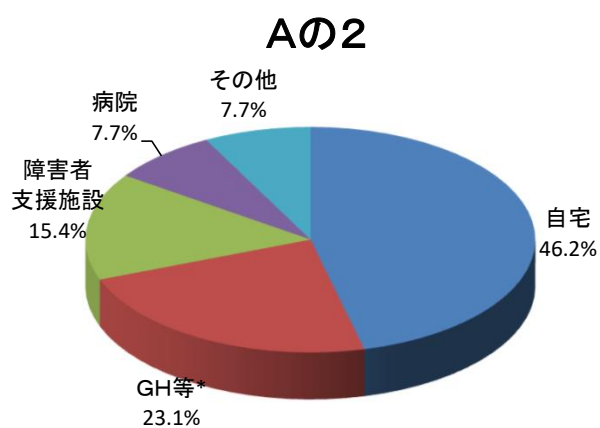
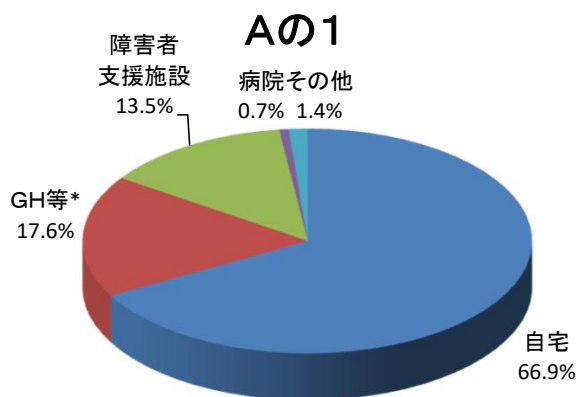
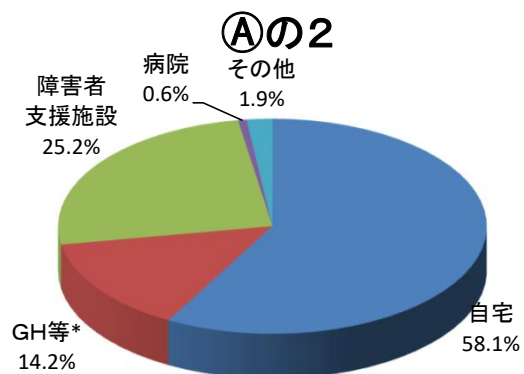
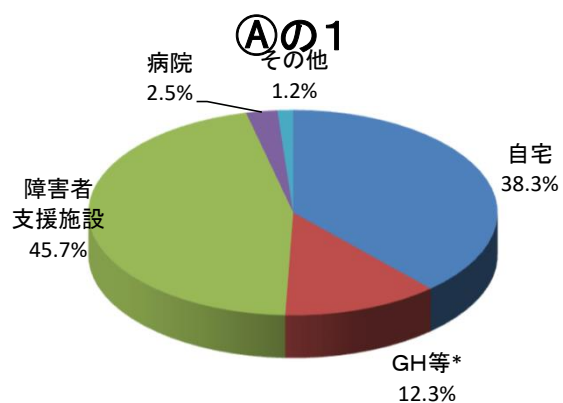
	㊤の1	㊤の2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
令和3年度	307	315	564	28	795	1,093	1	3,103
令和4年度	199	213	469	20	635	883	0	2,419
令和5年度	121	112	312	16	461	475	2	1,499
令和6年度	138	132	300	18	441	484	2	1,515
令和7年度	162	155	296	13	465	512	3	1,606



(9) 住まいの場

	自宅	GH等*	障害者 支援施設	病院	その他	計
㊤の1	62	20	74	4	2	162
㊤の2	90	22	39	1	3	155
Aの1	198	52	40	2	4	296
Aの2	6	3	2	1	1	13
Bの1	380	61	10	6	8	465
Bの2	430	58	2	3	19	512
合計	1,166	216	167	17	37	1,603

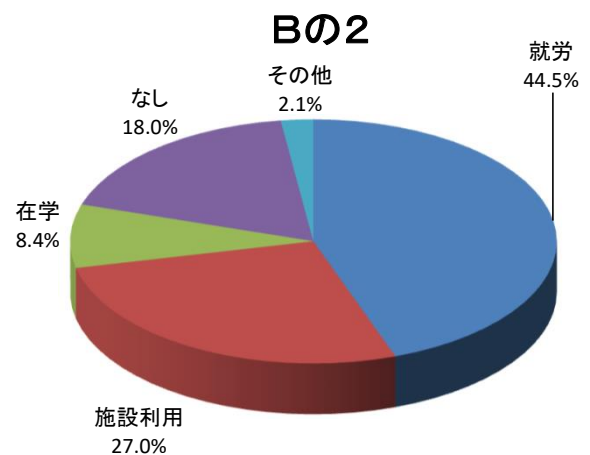
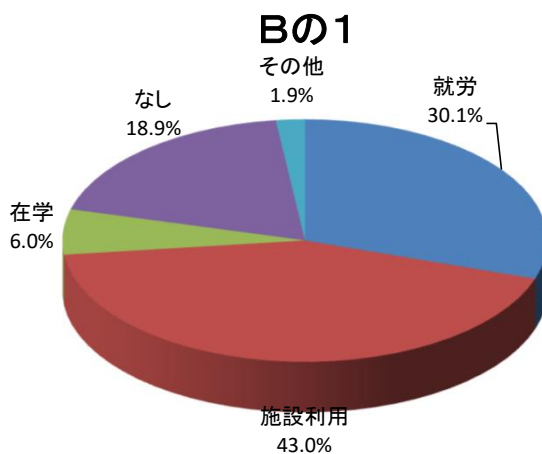
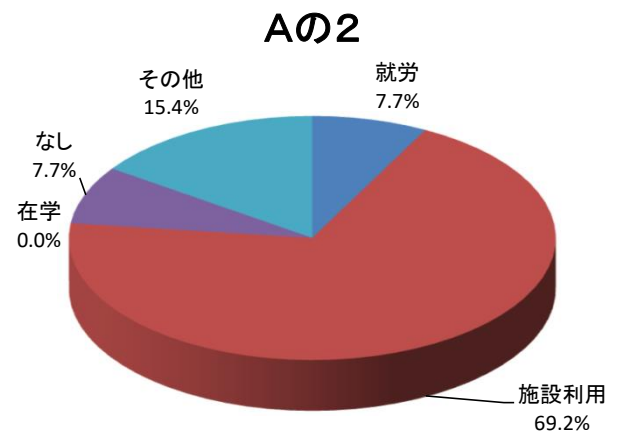
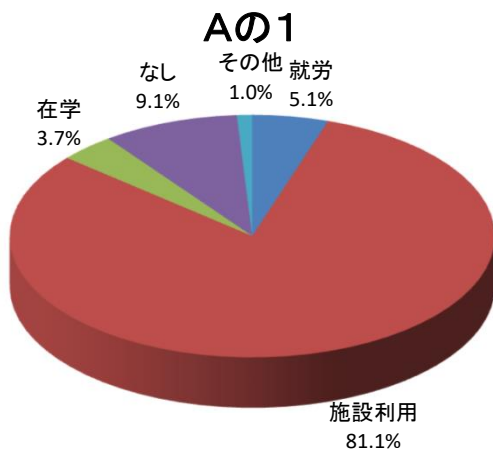
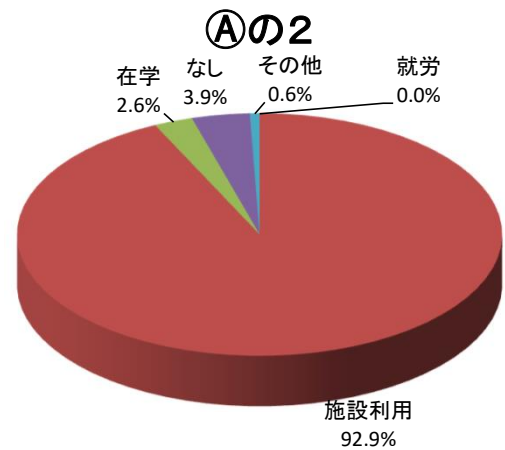
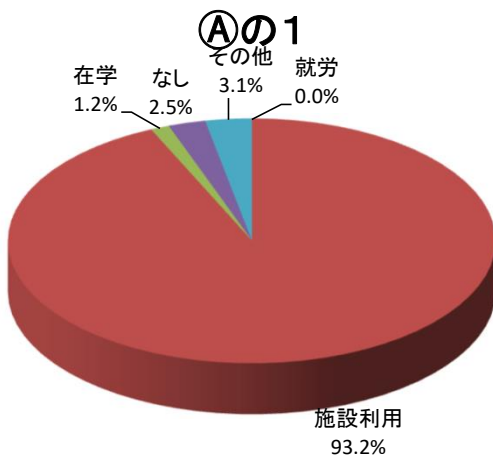
*グループホーム等



*グループホーム等

(10) 日中活動の場

	就労	施設利用	在学	なし	その他	計
㉠の1	0	151	2	4	5	162
㉠の2	0	144	4	6	1	155
Aの1	15	240	11	27	3	296
Aの2	1	9	0	1	2	13
Bの1	140	200	28	88	9	465
Bの2	228	138	43	92	11	512
合計	384	882	88	218	31	1,603



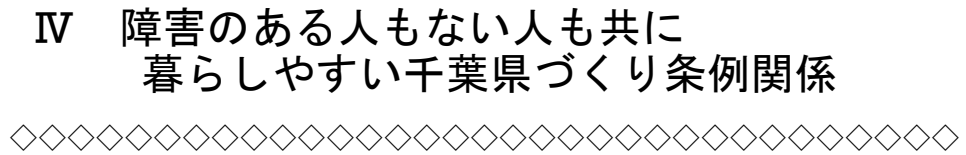
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

<参 考>

管内の療育手帳の所有者数（名）

区 分	1 8 歳以上	1 8 歳未満	計
重 度	8, 565	2, 439	11, 004
中 度	5, 673	1, 678	7, 351
軽 度	7, 411	3, 902	11, 313
計	21, 649	8, 019	29, 668

千葉県障害者福祉推進課調 令和7年3月31日現在



1 障害のある人への差別や虐待に関する相談

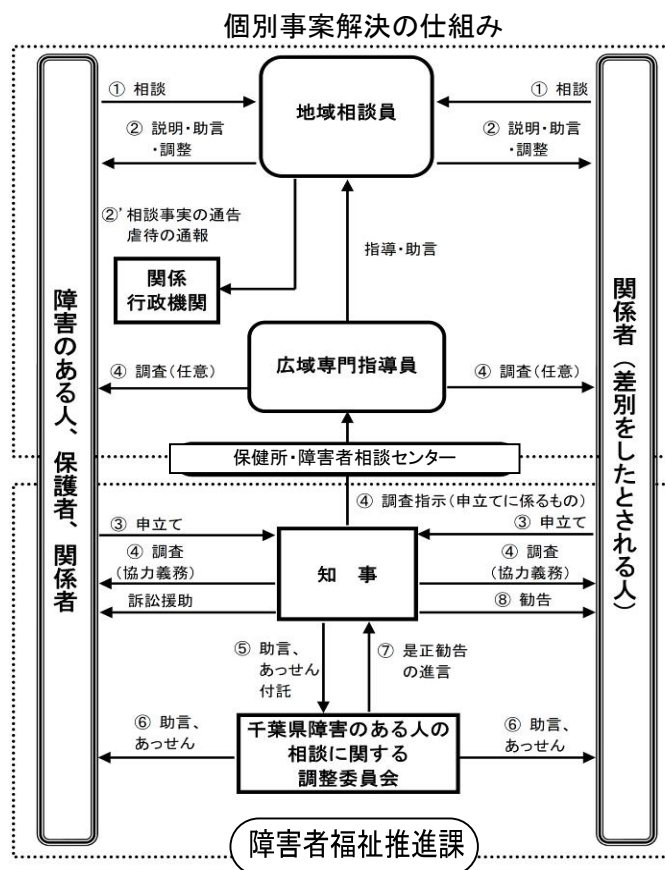
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（平成18年千葉県条例第52号。以下「障害者条例」という。）は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組を進めることで、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定された全国初の条例であり、平成19年7月から施行されている。

障害者条例に基づき、各保健所及び障害者相談センターには広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談に応じているほか、県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。

また、市町村の身体障害者相談員・知的障害者相談員や、福祉・雇用・教育など様々な分野に関して優れた識見を持つ方が、地域相談員として知事に委嘱されており、地域の身近な窓口として相談に応じている。

地域相談員や広域専門指導員は、差別に関する相談を受けた場合には、公正な第三者的立場で、相談者と相手方の双方から事情や言い分などを聴き、双方の意思疎通を図り、助言をしながら解決策を一緒に検討する。

なお、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）が制定され、平成28年4月から施行されている。



また、障害のある人に対する虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）に基づき、市町村に障害者虐待防止センター、県障害福祉事業課に障害者権利擁護センターが設置されており、差別と虐待の問題は密接に関連していることが多いという点を考慮して、障害者相談センターでも虐待に関する相談を受け、市町村や県障害者権利擁護センターに適切に引き継ぐ等の対応を図っている。

なお、中央障害者相談センターでは千葉圏域（千葉市）及び船橋圏域（船橋市）の相談を担当している。

（1）障害者差別相談事業

障害者条例に基づき、広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談や県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。また、知事に委嘱された地域相談員と連携を図って相談に応じている。

障害者差別相談状況								(単位：件)		
区分	差別等相談活動件数	差別等相談活動件数の内訳						虐待の相談件数	その他の相談件数	条例周知活動
		電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他			
千葉圏域（千葉市）										
令和５年度	58	28	0	10	17	0	3	0	89	97
令和６年度	9	6	0	0	3	0	0	0	61	146
令和７年度	76	31	1	0	40	0	4	0	59	103
船橋圏域（船橋市）										
令和５年度	31	14	0	4	10	3	0	0	119	134
令和６年度	14	9	0	0	5	0	0	0	106	203
令和７年度	16	9	1	3	3	0	0	0	93	101
計										
令和５年度	89	42	0	14	27	3	3	0	208	231
令和６年度	23	15	0	0	8	0	0	0	167	349
令和７年度	92	40	2	3	43	0	4	0	152	204

(2) 地域相談員の委嘱

地域相談員は、障害者条例により地域相談員として知事に委嘱されて、地域の身近な窓口として、これまでの経験と知識を生かし相談や関係者への説明・助言・調整、関係行政機関の紹介等を行っている。

地域相談員の委嘱状況					(単位：人)	
	身体 障害者 相談員	知的 障害者 相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
千葉圏域（千葉市）						
令和５年度	38	11	22	71	34	37
令和６年度	37	11	22	70	36	34
令和７年度	25	10	21	56	30	26
船橋圏域（船橋市）						
令和５年度	8	2	9	19	8	11
令和６年度	8	2	9	19	8	11
令和７年度	5	2	9	16	7	9
計						
令和５年度	46	13	31	90	42	48
令和６年度	45	13	31	89	44	45
令和７年度	30	12	30	72	37	35

V 参 考 资 料

1 人工透析審査委員会設置運営要綱（平成 26 年 4 月 1 日から）

（目的）

第 1 条 この要綱は、障害者総合支援法第 7 4 条の規定に基づき更生医療の可否を審査するとともに、同法第 6 3 条及び第 6 6 条に規定する更生医療にかかわる指定医療機関に対する指導及び検査の充実を図り、更生医療の適正な給付を確保することを目的とする。

（設置）

第 2 条 前条の目的を達するため、千葉県障害者相談センター（以下「相談センター」という。）に人工透析審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成）

第 3 条 委員会は、委員 3 名をもって構成する。

（委員及び任期）

第 4 条 委員は、国公立病院の医師又はこれに準ずる病院の医師、千葉県医師会の理事等で人工透析療法に精通する者のうちから委嘱し、相談センターの嘱託医師とする。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、任期中途において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が職務を代理する。

（委員会の開催）

第 6 条 委員会は月 1 回以上開催することとする。ただし、緊急やむを得ない場合は各委員の持ち回り審査で処理することとする。（持ち回り分は次回の委員会で報告する。）

（審査内容）

第 7 条 委員会は更生医療を開始することの妥当性及び開始時期について審査する。

（審査の方法）

第 8 条 委員会の審査は次の各号に掲げるものについて行う。

（1）新たに人工透析を受けなければならなくなったため、更生医療の給付を申請した者（現に健康保険法、生活保護法等により人工透析を受けている者であって、更生医療の給付を申請した者を含む。）

（2）人工透析を受けている者であって、治療の内容を変更する者

（3）更生医療により透析療法を継続している者

2 審査の時期は、前項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについてはその都度、同項第 3 号に掲げるものについては年 1 回行うものとする。

（指導監査）

第 9 条 委員会は知事の要請に従い、必要に応じ県内の指定医療機関に対し報告を求め、又は実地に診療録等を検査し、必要な指導を行うことができる。

（事務局）

第 10 条 委員会の事務局は相談センターに置く。

2 障害者福祉研修会実施要領

(目的)

第1条 障害者の援護に係る機関が、障害者とその環境を理解し、障害者支援の質的向上を図ることを目的とする。

(主催)

第2条 主催は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「相談センター」という。）とする。

(参加者)

第3条 参加者は、市及び町村の障害福祉担当職員とする。

(開催回数)

第4条 研修は、身体障害者の部、知的障害者の部をもって構成し、年1回の開催を原則とする。ただし、相談センターが必要と認めるときは、身体障害者の部、知的障害者の部を各々開催することができる。

(研修内容)

第5条 研修会は、事例報告、文献研究、情報交換及び講演をもって行う。

2 研修会の議題は、社会福祉を取巻く社会情勢を考慮し、併せて前回開催により得られた参加者の意見を参考として、相談センターが定める。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から適用する。